

電力広域的運営推進機関 評議員会（2021年度第1回）議事録

1. 開催日時：2021年5月13日（木）10：00～12：00
2. 場所：電力広域的運営推進機関（Web会議にて開催）
3. 議事
 - (1) 議決事項
 - 第1号議案 業務規程の変更について
 - 第2号議案 送配電等業務指針の変更について
 - 第3号議案 2020年度事業報告について
 - 第4号議案 2020年度決算報告について
 - 第5号議案 北海道本州間連系設備に係る広域系統整備計画について
 - 第6号議案 東北東京間連系線に係る広域系統整備計画について
 - 第7号議案 役員退任後における本機関の中立性確保について
 - (2) 議決事項
活動状況報告（2020年10月～2021年3月）
4. 出席者
 - (1) 評議員（14名中13名出席）
野間口評議員会議長、秋池評議員、伊藤評議員、牛窪評議員、江崎評議員、大石評議員、倉貫評議員、高村評議員、竹川評議員、村上評議員、柳川評議員、山地評議員、横山評議員
 - (2) 電力広域的運営推進機関
大山理事長、都築理事、進士理事、寺島理事、内藤理事、山田総務部長
松原計画部長
5. 議事の経過及び結果

●都築理事

只今から、2021年度第1回評議員会を開会します。前回に引き続きまして、今回も新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、Web会議とさせていただきました。画像、音声に支障があるようでしたら、お申し出ください。

まず、定足数の確認をさせていただきます。本日、全体としては14名中13名が出席しており、定款第45条第1項に定める過半数に達しています。

それでは、本日の資料について確認させていただきます。資料は、事前に送らせていただいております。本日の議案、資料につきましては、議事次第に記載のとおりです。また、ご発言の際は、お名前を名乗っていただき、議長から発言の許可を受けてから、ご発言されますようお願いいたします。

では、以降の議事は野間口議長にお願いいたします。

○野間口議長

議案に先立ちまして、定款 52 条に定める議事録署名人を指名いたします。倉貫評議員と柳川評議員にお願いいたしたいと思いますが如何でしょうか。

○倉貫評議員・柳川評議員

はい。

○野間口議長

議案の審議に入りますが、第 1 号議案と第 2 号議案は、それぞれ関連する内容でありますので、第 1 号議案及び第 2 号議案を一括して事務局より説明を行っていただき、それに審議を行っていただき、議決は 1 件ごとに行いたいと思います。

それでは、まず第 1 号議案「業務規程の変更について」、第 2 号議案「送配電等業務指針の変更について」、事務局から説明をお願いします。

●山田総務部長

第 1 号議案及び第 2 号議案についてご説明させていただきます。右肩に第 1 号議案とある資料でご説明申し上げます。タイトル、業務規程の変更について、ということで、業務規程の変更の概要は下記のとおりです。ということで、1 番、洋上風力発電の系統アクセスに関する規定の変更、2 番、広域予備率の運用開始に関する規定の変更、3 番、需給ひっ迫時の対応に関する規定の変更でございます。2 頁以降に新旧対照表がついております。

続きまして、第 2 号議案とある資料でご説明申し上げます。タイトル、送配電等業務指針の変更について、ということでございまして、変更の概要は下記のとおりです。1 番、洋上風力関係、2 番、広域予備率関係、3 番は需給調整市場拡大に関する規定の変更でございまして、これにつきましても、2 頁以降に新旧対照表がついているということでございます。これらの内容につきまして、右肩別紙 1 を用いまして、ポイントをご説明申し上げます。

右肩 1 スライドでございますが、主な変更のポイントは、先ほどご説明しました 4 つのポイントでございます。2 スライド、1 番、洋上風力関係の規定の変更でございます。3 スライドでございますが、最初のところでございます。洋上風力発電の導入につきましては、現状、事業者が系統容量を確保して、別途、国による海域の占用許可が行われております。このところ、国の審議会におきまして、国が暫定的に系統容量を確保する新たなスキームが提案されております。その下でございます。これに対応するため、国による送電系統の暫定容量確保に関するルールの整備が必要であった、また、必

要に応じて電源接続案件一括検討プロセスを開始する旨規定することが必要であったということでございます。これらの変更によってもたらされるメリットを下に2つ書いております。一つ目でございますが、海域占用と系統容量の確保を一体的に行うことができるようになるため、洋上風力の安定的な導入拡大を図ることができ、カーボンニュートラルの実現が図れるというもの。二つ目でございますけれども、現状のデメリットの解消という観点でございますが、複数の事業者が同じ地域で重複して系統容量を確保するといったことがなくなるため、洋上風力以外の電源の新規参入も見込まれまして、電気料金の低減、電力の安定供給が図れるといったメリットでございます。4スライドは、今申し上げた変更内容と該当条文でございます。5スライド、業務フローをご説明いたしますと、この左上にある箱、系統容量確保・接続検討に関する要請という箱がございますけれども、これは従来、国の1個下にある洋上風力発電事業者が行っておったものですが、これを一番上の国、国が肩代わりしてやるということでございます。そのうえで、下への矢印でございますけれども、広域機関に要請をして、広域機関がその要請を受けて、確認をした後、一般送配電事業者へ通知、依頼を行うという、こういった新たなスキームが今検討されているということでございます。

6スライドでございます。広域予備率の運用開始に関する規定の変更ということでございます。7スライドでございます。需給調整市場の拡大に伴いまして、調整力が広域的に調達、運用されていくということでございます。このため、現状の一般送配電事業者の供給区域毎の予備率ではなくて、広域的な予備率を用いた運用を行うことが必要になってまいります。また、2022年度以降の新たなインバランス料金制度では、需給ひっ迫時にインバランス料金を高くすることで需給の改善を促す仕組み、補正料金算定インデックスを用いたインバランス料金、これが導入されるということでございます。その下でございますが、これらに対応するため、広域機関が、広域予備率及び補正料金算定インデックスを算出し、公表するということが必要でございます。また、広域予備率等の算出のため、現在電気事業者等に提出を求めている計画につきまして、広域大で統一された時刻での計画の提出など、そういった提出内容について変更することが必要になってまいります。こういったルール変更を通してもたらされるメリットでございますが、一つ目、広域的な予備率によって調整力の調達、運用を行うことで、より効率的な調整力の調達ですとか、需給調整を行うことができまして、結果、電気料金の低減が図れるということ。また、最後のところでございますが、補正料金算定インデックスの導入によりまして、需給ひっ迫時の需給バランスが改善されるため、電力の安定供給が図れるといったメリットがもたらされるといったことでございます。8頁は、今ご説明した内容と該当条文でございます。9頁、参考で補正料金算定インデックスを載せております。このグラフの縦軸がインバランス料金、横軸が今ご説明した補正料金算定インデックスでございます。補正料金算定インデックス、一言で申し上げますと、予備率みたいなものだということございまして、この横軸、インデックスが低下する、すなわ

ち、左にいけばいくほど、インバランス料金が上昇していく、上昇するということは、需給改善のインセンティブが働いている、そういった仕組みでございます。

右肩 10 スライドでございます。需給調整市場に関する規定の変更でございます。11 スライド、最初の箱でございますが、低廉な電気料金を目的に、エリア外からの調達を可能とする、そしてかつ、調達頻度を細分化する、こういった需給調整市場におきましては、2021 年 4 月、先月から三次調整力②の取引を開始いたしまして、来年 4 月には①の取引を開始する予定でございます。ちょっと飛びますけれども、14 スライドでございますが、これは馴染みの需給調整市場のメニュー一覧ということでございまして、一番右の緑の②が既に始まったもの、そして赤の①が来年の 4 月からということでございます。戻りまして、11 スライドでございます。真ん中のところでございますが、三次調整力①は、確実に調達するといった観点から、卸電力市場での取引等が行われる前に行って、かつその結果を各種の週間計画に反映する必要がありますので、実需給の前週火曜日までに取引を行うこととしております。最後のところでございますが、広域機関が現在電気事業者に提出を求めている各種の計画のうち、週間計画につきまして、三次調整力①の約定結果を反映するため、現状火曜日としている提出期限を変更する必要があるといった内容でございまして、具体的には 12 スライド、現在の火曜日とあるものを毎週水曜日の午前 10 時に変更するといったものでございます。13 スライドで図示いたしますと、まず、現状ということが上にあるわけでございます。balancing グループ、BG による週間計画の作成と、黄色い矢印がございまして、赤い枠で囲った火曜日中に計画を提出といったことになってございます。一方、その下を見ていただきまして、一番下のところ、需給調整市場の取引スケジュールということでございまして、赤い三角でございまして、火曜日の 15 時に約定処理がされるわけでございます。この約定処理結果を、先ほどの週間計画に反映しなければいけません。そうしますと、どうということかと言いますと、現状ですと、15 時に約定処理があつて、その火曜日中に週間計画を修正できますかということ、リミットの非常にタイトということでございます。ですので、赤枠のところがございますとおり、火曜日中ではなくて、翌日水曜日の 10 時までずらしましょうよ、そういった趣旨でございます。これはずらせばずらすほど、BG 側の計画修正は楽になるんですけども、右下の黄色い矢印、TSO による週間計画の作成というのがございまして、この提出期限を延ばせば延ばすほど TSO 側にしわ寄せがいつてまいりますので、水曜日の 10 時というところで折り合いをつけたということでございます。

15 スライドでございます。需給ひっ迫時の対応に関する規定の変更ということでございます。16 スライドでございます。2020 年 12 月から寒冷な気象、気候条件が続いたことなどによって、全国的に電源の供給力不足が継続的に発生いたしました。広域機関として総力を挙げて対応するため、非常災害対応本部を 2021 年の 1 月 6 日に設置し、対応を行ってまいりました。その下でございます。広域機関では、従来から大規模災害、

すわなち、地震がメインなのですが、これによって、需給状況の大幅な悪化等の電力需給に関する被害が発生し、又は発生するおそれがある場合等の緊急災害に関しましては、対応態勢及び組織について明確に規定し、対応を行ってきております。しかしながら、現行の規定では、今冬のような大規模災害に起因しない需給ひっ迫時の対応態勢及び組織については定めがないということでございます。なので、最後のところでございますけれども、需給ひっ迫ですとか、ひっ迫のおそれが継続することが認められる場合に、より万全な対応を取ることができるよう、広域機関の態勢及び組織について、規定することが必要だというように考えております。17頁が、今ご説明した内容と該当条文でございます、18スライドが、参考といたしまして広域機関のホームページの抜粋を載せております。

以上ご説明した内容につきまして、1号議案、2号議案の新旧対照表に条文として反映をしておるところでございます。以上をもちまして、1号議案、2号議案のご説明を終わります。

○野間口議長

はい、ありがとうございます。これの表の審議結果を経済産業大臣に認可申請するという運びになるのですか。

●山田総務部長

ありがとうございます。おっしゃるとおりでございます、本日の評議員会での審議後、理事会での議決ですとか、総会での議決、報告等を踏まえまして、経済産業大臣へ認可申請を行うという段取りでございます。フォローいただきましてありがとうございます。

○野間口議長

はい、わかりました。それでは、ご意見のある方は、お願いいたします。始めにお名前を名乗っていただきますと大変やりやすいのですが。

○山地評議員

いずれも妥当なご提案だと思えました。洋上風力に関する一括検討プロセスとか、広域予備率、それから需給調整市場の次の段階、あと需給ひっ迫時といっても大規模災害だけじゃなくて本当のひっ迫に対応するという、いずれも合理的な話だと思います。一つだけ追加的に申し上げると、系統接続の一括検討プロセスは多分洋上風力だけに今後は限らないとは思いますが、とりあえず、状況が進んで実際現実的にできそうな洋上風力ですから、そのことに関連して一括検討プロセス、国が暫定的に申請する、こ

れは結構だと思います。誰も何も言わないと進まないのではないかとあって、あえて発言させていただきました。

○野間口議長

はい、大変まとめになるようなご意見をいただきました。ありがとうございます。今のお話に対して、広域機関の方から何かございますか。

●寺島理事

山地先生ありがとうございます。一括検討プロセスについては、この洋上風力に限らず、いろいろな事業者が同じ系統エリアに入ってきた時に、同時に合理的な設備形成をしようというものでございますので、そういう形でしっかり取り組んでいきたいというように考えておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

○野間口議長

はい、それでは皆さま方の意見を。

○秋池評議員

どうもありがとうございました。大筋で異論はないのですけれども、一つ今後の運用に向けてです。需給ひっ迫時の体制のことなのですけれども、何を以ってひっ迫だとか、緊急だと呼ぶのかというのが、あらかじめ定義しにくいところだと思うのですけれども、ある程度の概念の共有というのは必要なのではないかと感じました。それぞれ株主のいる上場企業であるわけで、それに対して、広域機関が権限を発動して取りまとめていくということで、今年の冬の状況を見ますと、次のご報告にもありますが、なくてはならない機能だとは思いますが、一方でどこかで広域機関さんが動くのではないかと躊躇したりであるとか、一方広域機関としても、各上場企業である事業者の自主性に任せる部分も当然おありでしょうし、そこでお見合いのような状態になってしまうとか、責任の所在が曖昧になってしまうということが起こってはいけないというように思っております。従いまして、この議案自体については結構なのですけれども、何をひっ迫状態と呼ぶのか、広域機関が動くのかということころは、すり合わせていく方がよろしいかと思いました。以上です。

○野間口議長

はい、ありがとうございます。広域機関の方できちんとした考え方が整理されていると思うのですが。

●都築理事

都築からお答えします。秋池評議員がおっしゃるとおりでございます。例えば、今回燃料の問題が顕在化しました。燃料在庫は適切にペース配分しながらやっていかないと、どこかでプラント自体を止めて、もう一回再稼働させないといけない。そうすると、かえってまたそこで需給ひっ迫が起きたりとかするというのがあって、燃料在庫を見ながら火力発電所の運用をしたというのが今回非常に大きなポイントになりました。燃料の使い込みをしないと足下で広域の停電に至ってしまうかもしれない懸念もありましたが、個々の事業者は、自分のところの事情はよくわかりだと思いますが、日本全体どうなっているのかという情報が必ずしも十分ではございませんでした。これは我々も含めて制度及びその運用上の大きな反省点です。それから、ひっ迫が起きているエリアを助けるために電気の融通を実施しました。その中で、ある地域から他の地域に電気を運ぶようお願いする中で、例えば、自分の会社は自分の供給区域のお客さまに対して供給していくことで社会的な責任を果たすというところではあるのですが、他人を助けることによって自分たちがよりひっ迫してしまったということに対しては、株主との関係で本当に説明がつくのだろうかという論点もございました。こうした点を議論した際には、予見可能性のあるプロシージャを定めていくことが必要だと考えています。関係者が多いですから、いろいろな方々の納得感というのもありますし、今年の冬みたいなことは今後も起こりえるとするならば、必要な時に必要な動きがとれるという意味でも重要だと思っています。これは、我々だけではなく国も含めて対応しないといけない部分ではあるかと思うのですが、少なくともかなり、一番前線でオペレーションするのは我々だったりするものですから、我々の中でもこうしたところを整えてまいりたいと考えております。以上です。

○野間口議長

はい、ありがとうございます。他にありませんでしょうか。

○大石評議員

私も、秋池評議員がおっしゃられたことと同じことを考えておりました。特に、需給ひっ迫やひっ迫のおそれがある場合の対策本部を、いつ立ち上げるのかというところが気になりました。災害であれば確かに災害が起きたときということでもわかりやすいのですが、今回のような場合、どのような時期に、または、どのあたりまで様子を見て対策本部を立ち上げるのか、については今後の検討になるのだと思います。実際には、そのあたりが一番難しいのではないかと思いましたので、ぜひしっかりとご検討いただければと思いました。以上です。

○野間口議長

はい。というご意見よろしく申し上げます。

●都築理事

今の点でございますが、これはルールとしては、本部を作れるようにするというところが今回のご審議いただきたいところなのですが、ではどういう段取りでやるのかというところについては別途我々の中でも議論をしております。本部というものが何か権能を持っているかという、デイリーの弊機関の意思決定機関としては理事会しかないの、理事会できちんと判断していくことになります。では、今回、災害という名の付く本部を作って対応したのはなぜかという、弊機関の中で部門を超えて対応態勢を編制するなど、組織を挙げた機動的な対応が必要でした。このため、本部という形をとることによって、今申し上げた点をやりやすくするというところに本質があります。今回ご提案させていただいております需給本部というものも、定義の問題というよりも、組織として対応をとりやすくするために、我々の中の組織編制というものをちょっと見直そうという、そういうことだというようにご理解をいただければと思います。先ほどの話と同様に、対外的に、ではどのような状況になったから、どういう動きをとっていくのかという点については、手続きを今よりも透明性を高めるような形で対応していければと思っております。もちろん、これはかなり応用動作が入ってくる余地がありますが、経験を積みながら透明性を高めるといふか、ルール化すべきところはルール化するのだと思いますが、やはり一定の応用動作がとれるような形にしないと、逆にこれが行動制約になるというケースも出てくると思いますので、そういった点を留意しながら対応していきたいと思っております。以上です。

○野間口議長

主要なご意見は出たようではありますが、議決に移ってよろしいでしょうか。それでは、第1号議案「業務規程の変更について」であります。反対のご意見ありませんでしょうか。

○評議員一同

異議なし。

○野間口議長

はい、ありがとうございます。原案どおりの議決といたします。続きまして、第2号議案「送配電等業務指針の変更について」であります。これも原案どおりでよろしいでしょうか。

○評議員一同
異議なし。

○野間口議長
はい、それでは原案どおり議決とさせていただきます。

○野間口議長
それでは、次の議案の審議を行います。第3号「2020年度事業報告について」及び第4号議案「2020年度決算報告について」でございますが、先ほどと同様に、密接に関連する内容ですので、第3号及び第4号議案を一括して事務局説明及び審議を行った後、1件毎に議決を行います。

では、第3号議案「2020年度事業報告について」及び第4号議案「2020年度決算報告について」事務局から説明をお願いします。

●山田総務部長

第3号議案、第4号議案につきましてご説明いたします。いずれの議案も評議員会での審議後、理事会での議決及び総会での議決を経た上で、経済産業大臣へ承認申請を行うものでございます。

では、右肩第3号議案とある、タイトル「2020年度事業報告書（案）」でございますが、Word形式で17頁ございます。ポイントを別紙2パワーポイント形式の資料でご説明申し上げます。右肩1スライドは目次でございます。大きい一番、電力広域的運営推進機関の概要でございます。先ほどのWord形式の資料では1頁から2頁となります。大きい二番、2020年度における個別業務の実施状況でございますが、これはWord形式の資料では2頁から17頁でございます。大きい三番でございますが、総会、理事会、評議員会の開催状況といたしましてWord形式の資料では17頁に掲載されております。本日はこの吹き出しにある主要ポイントにつきまして別スライドでご説明申し上げます。2スライドでございます。まさしく先ほど需給ひっ迫の関連の話がでてまいりましたが、このグラフをご覧くださいますと上のグラフが融通指示の回数でございます。左側から年度単位で2015年度2016年度と進んでまいりまして右端の赤い部分が2020年度のうち、12月15日以降ということになりまして、極めて回数が多いことが見て取れます。下の図ですが、融通量となりまして、kWhとなりますが、これも同様の傾向ということでございます。

3スライドでございますが、需給ひっ迫を踏まえた関係制度等の対応になりますが、供給計画の取りまとめをとしまして、特に2021年度の需給バランスにおいて以下の懸念点を確認ということございまして、具体例を挙げますと、2022年の2月におきましてピーク時の想定需要、2月の電力需要上位3日平均に対する供給余力が適正予備率

8%を下回る、また、過去10年間で厳寒レベルの想定需要に対する適正予備率である3%を下回るという結果でございます。イメージ図は下のとおりとなります。これらの確認結果を踏まえまして、広域機関といたしましては、需給バランスの改善に万全をきすということでございまして、厳しい需給バランスの結果を公表することでひっ迫に対する備えを呼びかける、特に需給の厳しいエリアでは、発電事業者に対する補修停止計画の調整ですとか、小売電気事業者への高需要期に備えた計画的な調達を求めるということを呼びかけているところでございます。

4スライドでございます。対応の2といたしまして、今冬の需給ひっ迫を踏まえまして「防止」、「準備」、「実行」といった3つの観点から課題検討を進めていくものでございます。この表の真ん中の縦列にございますが、上から「防止」、「準備」、「実行」になりまして、上の「防止」であれば右側、例を言いますとkWのバランスに加えまして、kWhのバランスを確認していくという話、真ん中の「準備」であれば、例えば燃料の在庫水準をどのように把握するのかという話、一番下の「実行」であれば、仮に需給ひっ迫が起きた場合のkWh面のプロセスを確立させるというお話でございます。

5スライドでございますが広域系統長期方針の策定でございまして、一つ目がマスタープラン、二つ目がコネクト&マネージ、三つ目が広域系統整備計画となります。一つ目のマスタープランに関して申し上げますと、ちょうど先月の委員会にて中間整理案をかけまして、今月を目途に中間整理案を成案化させるというところで進んでおります。二つ目のコネクト&マネージに関しましては、2021年の1月からノンファーム型接続を開始しているところでございます。また、再給電方式を2022年度中に目指しているところでございます。三つ目の広域系統整備計画につきましては、北海道・本州間の連系設備の実施案ですとか、系統整備費用負担割合を決定しました。また、東北・東京間では負担割合を再整理したという状況でございます。

6スライドでございます。各市場の開設に向けた取り組みでございます。上半分は容量市場となります。2020年度は初回のオークションを行いましたという話、下半分の需給調整市場は先ほどルール関係のところでもご説明をいたしました、3次②が2021年の4月から始まっているということでございます。

7スライドでございます。エネルギー供給強靱化法関連でございますが、これは前回の評議会でもご説明しておりますが、強靱化法によりまして広域機関の業務が追加されることとなるというものでございます。国の広域機関検証WGにおいて色々な議論がなされましてこの表でいいますと一番下に三つの視点がございまして、ガバナンスの強化、中立性・公平性の向上、情報収集・発信機能の強化、こういった視点が提案されましたので、これらを踏まえまして、主に2022年度に向けて適切な対応をとるべく準備を進めているところでございます。以上が事業報告に関するポイントをご説明させていただきました。

続きまして、第4号議案、決算関係でございます。決算関係資料は、この資料上、7頁に亘って記載がされておりますが、都合上、別紙3のパワーポイント形式の資料で説明を申し上げます。1スライドでございます。決算概要でございますが、まず収入の実績額は129億円となりまして、予算額に対しまして6億円の増となりました。支出の実績額は91億円となり、予算額に対して30億円の減となりました。

2スライド以降で科目別に見てまいりますと、まずは固定資産関係費でございます。主な支出内訳といたしましては、広域機関システムのリース、容量市場システムのリースといったもの、そして、その下でございますが、主な予実差異要因でございます。主な予算と実績の差異の要因ということでございます。どれだけ予算を使わなかったかという理由のところでございますが、例えば、広域機関システムの開発費で言いますと、予防保全につきまして、開発時期を最適化した、すなわち、故障はそんなにすぐには起きないだろうということで、そういった見積りのもと、予算を削減したという話です。それから二つ目、OAシステムリプレース費用では、入札効果による削減をしております。

3スライドでございます。運営費は委託費がほぼ大半を占めております。まず、主な支出内訳といたしましては、広域機関システム関連費用、そして容量市場関連費用でございます。四つ目の四角でございますとおり、豊洲事務所の賃借料も運営費に含まれます。その下でございますが、主な予実差異要因といたしましては、広域機関システムの保守の関係で、システム監視移行業務の内容見直しですとか、インシデント対応工数の精査をしたという話ですとか、最後のところは、調査委託関係費では、新型コロナの関係で予算執行が抑制されたというものでございます。ここには書いてございませんけれども、海外調査をするための旅費ですとか、国内の旅費、こういったものに関しましては、コロナの影響を受けまして、予算執行が抑制されております。

4スライドでございます。人件費は、ここにありましており、役職員の給与と法定厚生費の支出でございます。その他、ブルーの部分でございますけれども、予備費がございます。予備費に関しましては、創立以来、毎年、通例ですと、総額の予算に対して3%を予備費として計上しておりましたが、2020年度に限りましては、先ほど少しご説明しましたが、新業務の動向が読み切れないということもございまして、5%を計上したものですから、この5.8億円を計上して、結局支出がなかったということですので、これがすべて予実差異要因に反映されているということでございます。5スライドでございますが、これが創立時からの支出実績額の推移ということでございます。最後6スライドでございますが、これは科目別ではなく、業務分類別というグラフでございますが、これを見ていただきますと、大体、広域機関の予算というのは、半分が広域機関システム関連で、2割ぐらいが人件費ということが見てとれるということでございます。以上を持ちまして、第3号議案と第4号議案のご説明を終わります。

○野間口議長

ありがとうございます。参考までですが、人員数の推移はわかりますか。

●山田総務部長

口頭で申し上げてよろしいでしょうか。

○野間口議長

口頭で十分です。

●山田総務部長

まず、一番直近のところを申しますと、現在 173 名でございます。それで 2015 年度の設立当初に何名で始まったかと言いますと、103 名でスタートしております。ですから、この 6 年で約 70 名増えたということございまして、その増減の幅というのは、年度によって 10 名増えたとか、数名の年もございますけれども、大体 10 名強平均で増えているということになります。

○野間口議長

わかりました。

○伊藤評議員

議長よろしいでしょうか。

○野間口議長

どうぞ。

○伊藤評議員

さきほど議長から人員の数の話をされておりましたが、年々、広域機関の業務が増えています、離職される方はおりますでしょうか。

●山田総務部長

毎年、数名程度離職される方がおります。

○伊藤評議員

離職の理由は、業務負荷の関係でしょうか。

●山田総務部長

私が認識している限りでは前向きに、例えば、コンサル業に転職されるとか、弁護士の職員が違う弁護士事務所に就職されるとか、どちらかと言うと前向きと受け取れるような理由で転職されると思っています。

○伊藤評議員

ありがとうございます。

○竹川評議員

竹川です。先ほどの質問や第1号議案、第2号議案にも関わるお話ですが、需給ひっ迫の対応が4頁にございますが、今回の需給ひっ迫に節電要請をするか否かで国との間で行き違いがあったような報道もございましたが、業務プロセスの確立等は、今後、国と関係をどのように整理されるのでしょうか。

●都築理事

今回、例えば1月8日、12日あたりは非常に厳しかったのですが、1月4日の週の初めの段階で3連休を挟んだ前後が非常に厳しいと見込んでおりました。その時には、ひょっとすると広域停電が起きるのではないかとということが頭をよぎった時もあり、我が方としては、とにかくこれを避けるべく全力を尽くしました。その時には、とにかく供給側対策は手を尽くすものの、同時に需要家側の対応といたしますか、まさに今ご指摘のような節電要請をやるか否かについても論点となりました。ただ、節電の要請は、広域機関が電気事業者に対して作用をほどこす組織となっているため需要家の方々に対して直接的に対応できる組織ではありません。直接的に過去の需給ひっ迫の時もそうでしたが、直接的に一般国民に対してお願いするというのは国の仕事になっております。では、国はどのような判断だったかというと、当時はコロナ対策との関係もあり、需要側対策というよりは供給力対策で乗り切るんだというスタンスでした。したがって、明示的な節電要請という形ではなく、事業者も我々も、一般的な言い方で、電気の効率的な使用を呼びかけることにいたしました。この点が行き違いと言われればそうかもしれませんが、その時の判断というのはその場その場の判断で対応していたというのはご理解をいただければと存じます。

○竹川評議員

分かりました。

○野間口議長

他にございませんでしょうか。新しい電力システムが確立され、広域機関が、従来でしたら各電力会社単位で行ったのを全体を見ながら対応いただいていると認識しておりますので引き続き頑張っていたいただきたいと思います。

○大石評議員

今回の冬の需給ひっ迫につきましては、今後の対策も含め、しっかり考えてくださっているところですが、やはり今、ご説明がありましたように、国に対して今回のような状況をきちんと説明できるのは広域機関になると思いますので、是非今後も続けていただきたいと思います。また、同時に、今回のような場合、やはり一番重要なのが情報になると思います。何の情報を、誰がどこまで把握しておくのか。例えば、日本全体での燃料等の需給の状況を把握し、的確な情報を国に提供するというのを考えたときに、広域機関の役割というのは大変大きいものだと思っております。これらの情報は誰でも持っているものとは限らないですし、同様に、誰にでも出しているものではないと思いますので、その意味で広域機関に期待される部分は大きいと思います。引き続き頑張っていたいただければと存じます。以上です。

○村上評議員

村上です。今の話の続きで、やり方としては小売事業者に対して節電要請ですとか、発電事業者に対しては融通とか供給量を増やすとか、手法として要請という形を使って、計画を示して、それに協力していただく形をとる方法だと思っておりますが、これから先も需給ひっ迫した際には同じ手法で対応されるのか、なかなか難しいと認識しており、理事会で裁量権をもってやたらなくとうまくいかないところですが、要請という形で当然これからもやりのけるというか、問題なく対応できるのかということが質問でございます。

●都築理事

まず、大石評議員からのご指摘の点につきましては広域機関に対する激励のお言葉であると受け止めております。情報の取り扱いですが、事前の段階、例えば昨年秋の後半の段階で、燃料がアジアのマーケット市場で非常に高騰してきたというのがあり、燃料の在庫を急に積み上げないといけないけど、思うように買えないとなると、ダイレクトに冬の需給に影響をおよぼすわけでございます。そういったところの情報の収集、或いは公表の仕方、現状とアラートを適切に発信するというのは、国に対して伝えるだけではなく、例えば電気の供給に関わっておられる発電事業者の方、それから小売事業者の方に対して、注意すべき状況が起きているということを認識していただくために、広域機関としても役に立っていくことが重要と考えています。

続きまして村上評議員からのご指摘の点でございます。ツールとしてはということですが、要請というのは電気事業法に基づき広域機関に与えられている権能となります。会員、すなわち電気事業者に対する指導・勧告を行うことは法的に弊機関において可能となっております。今回の会社間の融通については電気事業法に基づく法律行為として実施しました。発電所の焚き増しについても同様です。もちろん、国の認可を受けた業務規程等に基づき、運用で対応する部分もあります。しかし、こうした対応を行う中では、リーガルリスクを抱えるような話に至ることもあり得るわけで、実際、今回のケースでも何度か直面しました。なので、常に、法的な論点についてきちんと整理しながら、事実行為の積み上げというよりも法令に基づき対応していかなければならないと思っています。以上です。

○野間口議長

他にご意見はありますか。それでは議決に移ります。第3号議案「2020年度事業報告について」原案どおりとすることよろしいでしょうか。

○評議員一同

異議なし。

○野間口議長

第3号議案は、原案どおりの議決とします。続きまして第4号議案「2020年度決算報告について」原案どおりとすることよろしいでしょうか。

○評議員一同

異議なし。

○野間口議長

第4号議案は、原案どおりの議決とします。

○野間口議長

それでは議事を進めます。次は、第5号議案「北海道本州間連系設備に係る広域系統整備計画について」と、これと関連する、第6号議案「東北東京間連系線に係る広域系統整備計画について」議論していただきます。両議案はお互いに密接に関係しますので、事務局より一括して説明を行って審議をいただきたいと思います。なお、議決は1件ごとに分けてやります。では第5号議案、第6号議案の説明を事務局からお願い致します。

●松原計画部長

2 案件まとめまして、第 5 号議案から 6 号議案について、別紙 4 に基づいてご説明申し上げます。別紙 4 をご覧ください。まず、別紙 4 の右上 1 頁をご覧ください。これは、今回の広域系統整備計画について、そもそものご説明でございますが、電力の安定供給であるとか、電力取引の活性化、あるいは再エネの導入といった観点で、全国の電力ネットワークを整備するための具体的な計画を指しております。弊機関は中長期的な視点でこの計画を策定することによって、国の安定的な電力供給を実現するという役割を果たしているというものでございます。今回は図のところで、赤字で示しております、北海道本州間と東北東京間、この 2 つの連系線についてご説明申し上げますのでございます。

続きまして 2 頁でございます。この 2 つの連系線を増強する目的と効果について、イメージでご説明させていただきたいと思っております。この設備増強は、広域的な電力取引の活性化を目的に検討を進めてまいりました。イメージを図で記載しておりますが、こちらでご説明申し上げますと、これは北海道と本州間の連系設備に関してイメージした図でございます。左側が現状で、右側が増強後ととらえていただければと思っております。まず左側の状況でございますが、火力発電の図がございまして、赤字は発電している発電所、グレーは停止している発電所と見ていただければと思っております。日本国内の需要を賅うために、発電をしますと、北海道から本州側に電気を流すことができれば、5 円と 6 円で発電して、需要に供給することがコスト的には望ましい形になります。しかし、北海道から東北以南に向けて流せる電気の量には限りがあることから、この 6 円の発電所ではなく、東北以南側にある 10 円の発電所、これを用いて発電するという状態が今の状態と思っていただければと思っております。そうしますと、例えばスポット取引で例えますと、この図の状況ですと、北海道のエリアでは電気の取引が 5 円でなされ、東北以南では電気の取引が 10 円という形でなされるという構図が生じます。また、後ほど値差収入という言葉が登場しますが、このような状況が生じますと、北海道から本州に向けて流れる分の電気に関しましては、北海道において 5 円で仕入れて、東北以南側において 10 円で売られるというような構図が生じます。これにより、値差収入という収入が生じるという現象が生じるというものでございます。これが右側の図のように、北海道から本州に向けて連系線を増強して、より多くの電気を流すことができれば、先ほどの 10 円の発電所は使わずに、6 円の発電所で電気を供給することができることとなります。この図の世界では、日本全国 6 円の卸価格、スポット取引がなされるような世界が実現できることとなります。また、北海道から本州によりたくさんの電気を流すことによって、ここでは風力発電の図を描いておりますが、より再生可能エネルギーを本州に流すことができれば、より安価でクリーンな電気を需要家にお届けすることが期待されます。こういった目的と効果を期待して増強するものでございます。

では、それぞれの計画の具体的な内容についてご説明させていただきたいと思えます。まず4頁をご覧ください。本計画でございますが、2019年の評議員会におきまして、この2つの設備の必要性、コストに対するメリットがあること等をご報告させていただいております。今回はそれぞれの工事内容、費用の負担の在り方、方法がどうなるのかについて、具体的に纏まってまいりましたので、トータルの広域系統整備計画として、国に届出するにあたって、今回ご審議いただきたいというものでございます。

6頁をご覧ください。6頁が北海道本州間の設備の具体的な工事の概要でございます。右側の図をご覧くださいと思いますが、今回増強しますのは、赤色で示しているところ、新々北本（30万kW）とございますが、この部分でございます。この設備を増強することによって、北海道から本州に向けては90万kWの容量であるものが、トータル120万kWということで、30万kW増強がなされるというものでございます。工事の完了時期は2027年度末を目途に、1,014億円の費用を計上するというものでございます。参考として7頁に写真がございますが、真ん中の図で申しますと、赤線のすぐ横に黒線で新北本と書いている設備の写真でございます。今回の増強工事は、例えば、左上の送電鉄塔の写真がございますが、ここで申しますと、右側にだけ腕が伸びていて、送電線が通っていますが、今回、赤線部分を増強するときには、この送電線の左側に新たに腕を付けることによって送電線を通すこととなります。こういった既設の設備を活用して増強することで、工期であるとか、コストダウンといったものを図っていくといった特徴もございます。ご紹介でございます。

また、先ほど図のイメージで、目的と効果のところでもメリットがございますと申し上げましたが、北海道本州間の計画については、8頁をご覧くださいと思いますが、定量的に申し上げますと、設備を増強することによってもたらされるメリットの額は、上から三行目のところでございますが、火力発電の燃料費とかCO2対策費の削減で、年間68億円くらいのメリットが見込めると考えております。これに対して作るコストという意味では下から二行目になりますが、年間43億円程度を計上してございまして、メリットのほうが上回るということで増強の効果というものを確認しているものでございます。

続きまして、9頁でございます。9頁は、東北と東京のエリアを結ぶ連系線の増強の工事の概要でございます。これに関しましては、右側の図でご説明申しますと、緑と青色の部分、これが増強箇所でございます。これは交流送電線になります。これを増強することによりまして、増強後の運用容量でございますが、573万kWが455万kW増えて、トータルで1,000万kW超の運用容量になって、電気を流せる量ができるということでございます。工事完了時期は2027年11月目途、工事費等として3,539億円を計上して増強するものでございます。10頁は、これもご参考までに写真でございます。山間部を通していくというものでございます。

11 頁は、これも増強の効果の試算でございますが、こちらの送電設備に関しましては、年間で申しますと、メリットのほうが、上から三行目 1,638 億円くらいが想定されることに対して、設備を作るコストというものは、下から二行目ところで 1,081 億円程度ということで、こちらメリットが見込まれるというものでございます。

それぞれの設備を作るにあたっての、費用をどういった形で負担していくのかを 12 頁でご説明させていただきたいと思っております。12 頁は費用負担の大きな考え方のご説明でございまして、ポイントとしましては、大きく三つございます。一つは再エネが入ってくることによって、CO2 削減であるとか、あるいは卸価格低下の効果が見込めると、ここに対する負担に関しては、再エネ賦課金から支出を行います。これが緑のところになります。また、再エネ以外にも安い電源が広域的に流通することによって、価格の低下であるとか、こういったメリットが期待できるというものに関しましては、託送料金から支出をしていきます。冒頭で申しました値差収入はここで活用します。連系線を増強することによって価格差がなくなるということで、値差収入をここで活用していきたいということでございます。これが青の部分でございます。また、送電線を増強することで安定供給にも寄与する分に関しましては、当該エリアの託送料金で負担するというので、これがオレンジの部分でございます。この緑と青とオレンジの三つの考え方に基づいて、費用負担の在り方というものが国で整理された概要になります。

これを 13 頁のように、工事費と工事完了した後の運用維持に関する費用に対して、それぞれ三つに振り分けたものが、13 頁のイメージでございまして、この考え方に基づいて、具体的な費用の額を、今回の設備増強に関して落とし込んだものが 14 頁のような形になるというものでございます。具体的な数値に関しては、14 頁をご覧くださいければと思います。

以上、まとめと致しまして、15 頁でございますが、今回、北海道本州間の設備、東北東京間の設備、これらに関しまして、具体的な計画というものを取りまとめに至ったというものでございます。今回、この二つの広域系統整備計画につきまして、電気事業法に基づき経済産業大臣へ届け出るということとさせていただきたく存じます。ご説明は以上でございます。よろしくお願い致します。

○野間口議長

ありがとうございます。第 3 号議案の長期方針のところでは、直流送電が採用されると説明されていたと思いますが、この第 5 号議案で説明されたものは、従来の交流送電が採用されると考えればよいのですね。

●寺島理事

寺島です。野間口議長、ご質問ありがとうございます。この議案の別紙 4 の 6 頁から 7 頁に記載されておりますルート図の黒い線は、既設の新北本も直流送電線ですし、新

しく増強する赤い線の新々北本も直流送電線でございます。北海道と本州は旧北本でも繋がっていますが、それも直流送電線でございます。距離が長いので、直流送電の方がメリットが出るということでございます。更に、先ほどの事業報告の中では、マスタープラン検討を進める中で、別紙2の5頁で描いております日本地図がございまして、その日本地図の北海道から本州に向かって、「北海道～東北～東京ルート新設」と書いて緑色の矢印が本州側に延びていますが、これについては今の新北本、新々北本とは別に、更に大きな直流送電線を建設していくかどうかのマスタープラン検討を進めているということでございます。今回、第5号議案でご審議いただく整備計画は足元の話で、2027年度までに作らなければならないものでございます。更にもっと先の話考えたときには、この長期方針で言うところのマスタープランを考えていかなければならない、このように位置づけでご理解いただければと思います。

○野間口委員長

ありがとうございます。ヨーロッパ等では直流送電が大変活躍していると聞いているものですから、ちょっと気になりまして、質問させていただきました。それでは、評議員の皆さま方から、事務局の説明に対する質問、ご意見はございませんでしょうか。

○牛窪評議員

牛窪です。

○野間口議長

はい、牛窪評議員どうぞ。

○牛窪評議員

ご説明ありがとうございます。連系線の強化は積年の課題だったと思いますので、ご説明はよく分かりましたし、進めるべきだということは全く異論ございません。一方で数値等々の試算が載っていますが、例の2030年のマイナス46%とか、我が国のエネルギー、特にカーボンニュートラルを取り巻く環境が激変する中で、例えば6頁の新々北本も余裕をもって増強するということですが、これからいろいろ激変する中で、もうちょっとやっぱり増やした方がよいのではという議論が、これ2027年度末ですから、まだ先が長いので、途中で出てきたような場合にフレキシブルにその辺の対応ができるような余地があるのかどうか、非常に漠とした質問ですが、お聞かせいただければと思います。以上です。

○野間口議長

広域機関から今の牛窪評議員の質問・意見に対して、回答をお願いします。

●寺島理事

ご指摘ありがとうございます。この新々北本の増設の検討をしたときに、6頁のスライドにあります赤いルート以外にも、もっと増容量を図るルートはないのかということ、いろいろな比較検討を実施いたしました。その結果、どうしても北海道域内の送電線整備が伴ってきてコストが嵩むとか、いろいろな状況がありまして、この時点では更に将来の増強に向けてのフレキシブルな案というのは、なかなか見出しにくいことを、この当時、検討したものでございます。牛窪評議員がおっしゃるとおり、90万kWから30万kW増強して120万kWになるだけというのは、今、この国の政策等々で議論しているカーボンニュートラルところについて、本当にこれで十分なのかというところは、ご指摘のとおりかと思っています。そうであるからこそ、広域機関としましては、足元の問題だけではなくて、中長期的な観点からも先ほど申しましたマスタープラン検討の中で、北海道にあるいろいろなポテンシャルを活用できる広域的な連系線の検討を急ぎ行っています。その中では順次、実現に向けて積極的に取り組んでいかなければいけないと考えておりますので、今、ご指摘の点はマスタープラン検討の中でしっかり取り組ませていただきたいと考えております。

○野間口議長

よろしいでしょうか。

○牛窪評議員

はい、わかりました。ありがとうございました。

○野間口議長

他の評議員の皆さんから、ご意見はありませんか。

○横山評議員

横山ですけれども、よろしいでしょうか。

○野間口議長

はい、どうぞ。

○横山評議員

ありがとうございます。この両案の原案については、全く異論はございません。この決定をしたときのコスト対効果というところで、効果のところでは色々な前提条件を置いて、現時点では最適な決定をされたと理解をしておりますが、今後、作られた後、実際運用をしていくにあたり、この前提条件が妥当であったか、また前提条件を作るその考え方が妥当であったかという、検証のようなフォローアップをぜひ、将来、ウォッチい

ただければと。それが今後の広域のマスタープランの決定において非常に役立つのではないかと思います。それほど短い期間ではできないと思いますが、建設後5～6年、10年といった単位になるとは思いますが、ぜひフォローアップをお願いして、将来につなげていただければと思います。以上です。

○野間口議長

はい、ありがとうございます。ただ今の意見に回答をお願いします。

●寺島理事

横山評議員、ご意見ありがとうございます。ご指摘のとおりかと思っております。そもそも今回の案を作るときにもいくつか設定した条件等々については、感度分析ということで多少ずらしてみても便益があるという評価にはなっておりますが、実際に工事が終わったときの建設費のチェックというのも必要ですし、その後の維持管理費、更には経済状態が変わった時に、どういう風に当初計画と違うのかということについては絶えずウォッチして、それが次の計画にもしっかりと反映できるような形に進めていきたいと思っております。ご指摘、ありがとうございます。

○野間口議長

ありがとうございます。他にございますか。

○山地評議員

山地ですが、よろしいでしょうか。

○野間口議長

はい、山地評議員どうぞ。

○山地評議員

私は今回の送電線の増強のところで費用便益分析で選んでいくというのは非常に画期的なことだと考えています。しかもその負担も便益に応じて負担をするということになって、広域メリットオーダー運用をできることのメリット、あるいはCO2削減のメリットと、非常に透明性もあってよい。今、横山評議員がおっしゃったように、私も事後の検証というのは非常に大事だと思っていて、ぜひ進めていただきたい。それからもう一つ申し上げたいのは、CO2削減のメリットというのは、実はCO2価格を仮置きして計算しているのですが、これはCO2削減メリットなので、先ほどの説明でも再エネ賦課金方式という表現だったのだけれども、「賦課金方式で全国で」というのが正しいのではないかと

と思うので、CO2 が削減されるメリットについては、ここの説明はあんまり再エネと直に結び付けない方がいいのではないかと考えて聞いておりました。以上が私のコメントです。

○野間口議長

はい。大変良い指摘だと思いますが、広域機関から寺島理事、都築理事あたりからどうですか。

●寺島理事

ご指摘ありがとうございます。寺島から一言ご説明した後、必要があれば都築理事からも補足いただきたいと思います。確かに再エネ由来の CO2 削減効果と言いましても、これは再エネ賦課金から充当するというのであれば、全国の電気料金の賦課金から入っているということですので、全国で見ているという意味では同じではないかとのご指摘はその通りかと考えております。これは 12 スライド目の絵でございますけれども、託送料金側からなのか、それとも再エネ賦課金側からなのかというのは、基本的には国の負担金のルールのか考え方として、こういう呼称で表記しているというところでございます。そのために、私どもも事業者との費用負担の関係整理でも、この名称を使っているということでございます。元を辿れば最終的には全国の需要家さんからということになる、ということについては、そのようになるかと思っております。私からは以上ですが、何か都築理事からもあればお願いいたします。

●都築理事

せっかくですので申し上げたいと思います。いただきましたご指摘、言葉遣いも含めて、位置づけも含めて、慎重な言い方をしていかなければいけないと思っております。

一点、ご欠席の山内評議員に、この評議員会に先立ちましてご説明差し上げました。まさに今、ご指摘されたような話題、負担論のようなテーマにつきましては、山内評議員のご専門中のご専門であって、お話をした時にもこういった点が話題になりました。

そもそも、料金という形でやるのか、効果として若干、税に近い形の性格を持った賦課金でやるのかという話は重要な論点で、ここに至るまでの間にも、国レベルでも縷々議論を経て、現在のような方向性となっております。最終的には、賦課金というのは電気代とは別だと言いながらも電気代と一緒に集めているもので、託送料金もネットワークサービス料金とはいえ、小売電気料金に乗ってくるので、入口は違えども、国民負担という意味では同じことになります。ただ、制度論的にはきちんと整理すべきものであり、こうした点を心得て対応してまいりたいと思います。

●寺島理事

山地評議員のお言葉について一言、お礼方々、お返事をしないとイケなかったのです。前半、山地評議員が画期的とおっしゃっていただいた費用便益手法で便益を算出し、その便益について因数分解することで、どのような要素の便益だったのかとの分析をするということ、これは私どもにとっても初めての経験ではありましたが、非常に重要なことを示しているのかと思っております。それを山地評議員からコメントをいただきましたこと、本当にありがとうございます。

○野間口議長

はい。ありがとうございます。他にご意見はありますか。それでは議決に入りたいと思います。第5号議案「北海道本州間連系設備に係る広域系統整備計画について」は原案どおりでよろしいでしょうか。

○評議員一同

異議なし。

○野間口議長

それでは第5号議案は原案通りとさせていただきます。第6号議案「東北東京間連系線に係る広域系統整備計画について」は原案どおりでよろしいでしょうか

○評議員一同

異議なし。

○野間口議長

ありがとうございます。第5号議案、第6号議案とも、お認めいただいたということにいたします。それでは、次の議案の審議を行います。第7号議案「役員退任後における本機関の中立性確保について」、事務局から説明をお願いします。

●都築理事

都築から議案の説明をさせていただきます。第7号議案の資料をご確認いただければと存じます。本年6月末日に役員2名の退任を予定しております。役員の退任時の取り扱いですが、本資料の下に参考として定款の規定を記させていただきますが、定款第34条におきまして「役員は、その退任後、役員若しくはこれに準ずる者又は重要な使用人となろうとする法人等が電気事業を行っていないこと」を規定として定めております。広域機関の性質として色々ございますが、これは、私ども機関のもともとのミッションにかんがみ、重要な要素の一つとして中立性がございます。申し上げました規

定については、広域機関の中立性確保の観点から自己規律をしているものでございます。

今回、2名の役員のうち、1名につきましては、新たに別の組織につく予定はございませんが、1名につきましては再就職することを予定しておりますので、中立性確保の観点から議案とさせていただいたものとなります。

資料をご確認いただければと存じますが、弊機関理事である進士誉夫ですが、2021年6月30日をもって任期が満了となりますが、同日をもって弊機関の理事を退任いたします。再就職先はここに示させていただいており、一般財団法人コージェネレーション・エネルギー高度利用センターとなり、この財団の理事長付に就任する予定です。財団組織への技術的なサポート、海外調査等の業務に従事する予定と聞いております。財団の概要につきましてはこの資料の後ろに添付として付けさせていただいておりますが、コージェネレーションの普及促進活動、普及啓蒙活動の広報活動、各種調査事業、関連団体との交流、そういったものを事業内容としておりまして、もともとこのところの定款で規定しております電気事業を行うか否かという電気事業者ではない。また、組織の中でも、どちらかという技術的なサポート、海外調査、必要に応じて講演等を行うと聞いております。広域機関の中立性の観点ですが、中立性が損なわれることはない判断で、この点をご確認いただきたいというものでございます。

議案そのものではございませんのでここに記載はございませんが、役員として職務にあたる際、個別の事業者情報に触れる可能性は当然ございます。こうしたときに知りえた情報を退任後に持ち出しがあってはならないわけでございますので、これは役員に限らず職員も含めて、着任、或いは退任に際して情報管理について誓約をしていただき、世間さまに中立性の疑念が生ずることないよう対応しております。当然、業務に従事するときに守秘義務は当然ですが、そういったことは本件の議案とは別にしっかり確認することになりますし実際に退任後についても適宜フォローアップしてまいりたいということを一言申し添えさせていただきます。以上でございます。

○野間口議長

それでは、ご意見ある方は、お願いします。

○山地評議員

今度、移られる一般財団法人コージェネレーション・エネルギー高度利用センターですが、我々はコージェネ財団と呼んでおりますが、資料をよく確認していただくと私はこの財団の評議員を務めております。したがってこの財団の役割や活動というはおおよそ分かっておりまして、ここに記載のとおり広域機関の中立性が確保できるということですが、私は十分にそのように考えられると思っております。一言申し添えさせていただきます。

○野間口議長

他の評議員もよろしいでしょうか。それでは議決に移ります。第7号議案「役員退任後における本機関の中立性確保について」原案どおりとすることによろしいでしょうか。反対のご意見はありませんか。

○評議員一同

異議なし。

○野間口議長

ありがとうございます。第7号議案は、原案どおりの議決とします。引き続きまして、次は報告事項となります。報告事項は、広域機関の「活動状況報告」です。今回は、2020年10月から2021年3月までの活動となります。事務局から報告をお願いします。

●山田総務部長

2020年度下期の活動状況報告をご報告させていただきます。1スライドは目次でございます。2スライドは理事会の活動状況でございます。理事会を下期計26回開催しておりまして、議決事項104件、報告事項38件ございました。

3スライドになります。会員への指示の実績でございますが、これまでの議論の中にごございました、今冬、融通指示が非常に多かったという内容でございます。また、下のところに書いてありますように発電事業者及び小売り電気事業者に対する焚き増し指示をこの期間中に合計3回行っているところでございます。

4スライドになります。系統アクセスでございます。本日も冒頭、山地評議員からも一括検討プロセスのお話をいただきましたが、この新しい一括検討プロセスというのは2020年の10月から開始しているものとなりますが、従来の仕組みですと、入札を行ったり、辞退者が出るたびに再検討をしていたわけですが、この一括検討プロセスによっていわゆる容量按分方式にてすっきりやるということでございます。下の表につきましては問い合わせ対応等の件数を示したものとなります。

5スライドでございます。苦情処理・紛争解決業務の状況でございます。2020年度の苦情相談件数9件、そして指導勧告のところは1件ございますが、これは前々回の評議員会でもご報告をさせていただいておりますが会費滞納者に対する勧告を行った1件でございます。

6スライドでございます。需要に対する適正な供給力の確保ということで、安定的な電力供給に必要な供給力が確保されていることを確認するため、電力需給の需給検証を行いまして、4月30日に調整力等委員会にて報告書（案）として公表いたしまして、その後、正式版を昨日、ホームページに公表しているものでございます。検討結果

の概要といたしまして矢じりの一つ目でございます。2020年度冬季の実績につきましてはいこれらのエリアにおいて厳寒想定を上回ったことと、需給ひっ迫が発生したことを踏まえ、電力の供給力の一層の確保から kWh の確認方法の方向性や事業者への情報提供のあり方検討に着手したわけでございます。2つ目の矢じりでございますが、2021年の夏の見通しとなります。2021年の夏が過去の10年間でもっとも厳しい気象条件となった場合、全国で予備率3%以上となりましたが、7月は北海道と沖縄を除いたほぼ全国、8月9月も東日本を中心に3%を若干上回った程度にとどまるため需給バランスは予断を許さない状況でございます。2021年度冬季が、厳寒H1（過去10年間で最も厳寒となった年度並みの気象条件）の需要が発生した場合、安定供給上必要とされる予備率3%を下回るだけではなく、東京では1月2月ともに供給力が最大需要電力を下回っていることを確認したものですから、下にある3つの対策に取り組んできたということでございます。

7スライドでございます。7スライドと8スライドはセットになりまして、棒グラフが各月、各エリアの最大需要電力となりまして、折れ線グラフが予備率となります。7スライドが10月から12月、8スライドが1月から3月までの実績となります。

9スライドでございます。長周期広域周波数調整及び再エネ出力抑制実績ですが、まず、長周期広域周波数調整ですが本文にございますとおり再エネが急に増えてしまつて、そのエリアの火力発電所を抑制するのですが、下げ調整力がないという場合には、余った電力を連系線を介し他エリアに逃がす必要がございます。これを長周期広域周波数調整といいます。また、それを行っても下げ調整力がない場合には再エネを抑制していくと、そういった順番になります。件数といたしましては、左側の長周期広域周波数調整ですが九州エリアで17回、再エネ抑制は同じく九州エリアで19回実績としてございます。

10スライドでございます。電気の供給者変更手続き状況ということでスイッチング開始申請の累積件数はこのグラフのとおりとなります。左側が全国計と東京、関西、中部のエリアの累積件数となります。右側がそれ以外のエリアの累積件数となりまして順調に伸びているということでございます。

11スライドでございます。ここからは各委員会の検討状況でございます。まず11スライドにつきましては下の表にございますとおりマスタープランの委員会の検討状況となります。この委員会は2020年の8月に立ち上げまして、下半期は7回の検討、特に先ほども出ておりますマスタープランの検討を行ってまいりました。

12スライドにつきましては広域検討整備委員会となりまして、本日の第5号議案、第6号議案を検討してきたということでございます。

13スライドにつきましては調整力及び需給バランス評価に関する委員会の内容となりまして本委員会につきましては下半期6回を開催いたしまして調整力等の議論をしてまいりました。参考といたしましては、本日の議案にも出てきてまいりました需給調整市

場の関係ですが、この表の下から二番目にございます需給調整市場検討小委員会ですが、同じく 13 スライドにございます調整力等委員会の下部に属する委員会となります。

14 スライドでございます。地域間連系線及び地内送電系統の利用ルール等に関する検討でございます。下半期 2 回、検討を行ってまいりましたが、主には作業停止計画調整マニュアルの検討を行ってまいりました。

最後に 15 スライドでございます。容量市場の在り方等に関する検討会となりまして初回の容量市場オークションの結果を踏まえまして、制度全般を振り返るとともに、課題を洗い出して検討を行いまして、2021 年度のオークションに向けた議論をすすめてまいりました。以上で 2020 年度下期の活動状況報告のご報告を終わります。

○野間口議長

それでは、ご意見ある方は、お願いします。コロナ禍の中でも色々努力をいただいたことはわかりました。ご意見がないということで、報告事項としては以上となります。

○野間口議長

本日の議案は以上となりますが、評議員会として、理事長に対して伝えるべき特段のご意見がありますでしょうか？

○江崎評議員

議長よろしいでしょうか。

○野間口議長

江崎評議員どうぞ。

○江崎評議員

よろしいでしょうか。途中で広域機関の役割が重くなってきて、大変クリティカルな情報を扱っているということもご指摘いただきました。サイバーセキュリティをしっかりとやらないといけないというのは報告書にも書いていただいておりますが、今、アメリカでは石油パイプラインのサイバーセキュリティがやられていると、このようなことが至る所で起こっておりますが、あらためまして、広域機関におかれましてはサイバーセキュリティ対策を先手先手で対応いただき感謝、敬意と、引き続き気を引き締めて、情報の管理も含め対応いただくということを執行部のほうから現場のほうを是非応援していただきたい。そうしないと日本全国の電力システムに障害が発生するという可能性がございますので、気を引き締めてお願いできればと存じます。

○野間口議長

正に重要なお指摘かと思えます。今のご指摘も踏まえ閉会前に大山理事長からご挨拶をいただけますでしょうか。

●大山理事長

大山でございます。4月から理事長を仰せつかっております。評議員の皆様、本日も貴重なご意見をいただきまして誠にありがとうございます。本日の評議員会を振り返りますと、広域予備率の運用開始、需給ひっ迫時の対応、広域系統整備計画マスタープランと

広域的な仕事がますます進展していることが現れているかと思えます。広域機関の役割が重くなっているものと思えます。我々としてもしっかりと責任を果たしていきませんが、評議員の皆様方におかれましてもこれまでどおりご指導をいただければと存じます。最後のご指摘のサイバーセキュリティにつきましてもしっかりと対応してまいります。今後ともどうぞ宜しくお願いいたします。

○野間口議長

ありがとうございます。それでは、以上をもちまして、評議員会を閉会いたします。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した議長及び評議員2名は、記名押印する。

電力広域的運営推進機関評議員会

議長 野間口 有

評議員 倉貫 浩一

評議員 柳川 範之